

■本資料のご利用にあたって(詳細は「利用条件」をご覧ください)

本資料には、著作権の制限に応じて次のようなマークを付しています。
本資料をご利用する際には、その定めるところに従ってください。

* : 著作権が第三者に帰属する著作物であり、利用にあたっては、この第三者より直接承諾を得る必要があります。

CC : 著作権が第三者に帰属する第三者の著作物であるが、クリエイティブ・コモンズのライセンスのもとで利用できます。

Ⓒ : パブリックドメインであり、著作権の制限なく利用できます。

なし : 上記のマークが付されていない場合は、著作権が東京大学及び東京大学の教員等に帰属します。無償で、非営利的かつ教育的な目的に限って、次の形で利用することを許諾します。

- I 複製及び複製物の頒布、譲渡、貸与
- II 上映
- III インターネット配信等の公衆送信
- IV 翻訳、編集、その他の変更
- V 本資料をもとに作成された二次的著作物についての I からIV

ご利用にあたっては、次のどちらかのクレジットを明記してください。

東京大学 UTokyo OCW 学術俯瞰講義
Copyright 2015, 小国喜弘

The University of Tokyo / UTokyo OCW The Global Focus on Knowledge Lecture Series
Copyright 2015, Yoshihiro Kokuni

障害者の包摂と排除 －学校教育の裏面史

教育学研究科 教授

小国 喜弘



障害者の権利擁護の進展

- ▶ ①障害者権利条約。2006年、国連採択。日本では2014年1月批准、2014年2月発行。
- ▶ ②改正障害者基本法。2012年施行。
- ▶ ③障害者差別解消法。2013年制定。2016年3月施行予定。



人権外交

障害者の権利に関する条約（略称：障害者権利条約） (Convention on the Rights of Persons with Disabilities)

障害者権利条約は、障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定める条約である。この条約の主な内容としては、（1）一般原則（障害者の尊厳、自律及び自立の尊重、無差別、社会への完全かつ効果的な参加及び包容等）、（2）一般的義務（合理的配慮の実施を要する障害者の権利及び基本的自由を完全に実現することを確保し、及び促進すること等）、（3）障害者の権利実現のための措置（身体的自由、拷問の禁止、表現の自由等の自由権的権利及び教育、文化、スポーツ及びレクリエーションの権利等については漸進的に達成することを許容）、（4）条約の実施のための仕組み（条約の実施及び監視のための国内の枠組みの設置。障害者の権利に関する委員会における各締約国からの報告書の提出及び審査）が定められている。障害者権利条約は、2006年12月13日に国連総会において採択され、2008年5月3日に発効しました。我が国は[2007年9月28日に、高村正彦外務大臣（当時）がこの条約に署名し、2008年5月3日に発効しました。](#)について効力を発生しました。

1. [概要 \(PDF\)](#)  

2. [作成及び採択の経緯](#)

3. [冬文 \(和文 \(PDF\)\)](#)   [英文 \(PDF\)](#)   [\(和文 \(html\)\)](#) [英文 \(html\)](#) [\(冬文構成\)](#)

障害者基本法の一部を改正する法律【概要】

平成23年7月29日成立
平成23年8月5日公布

総則関係 (公布日施行)

1) 目的規定の見直し(第1条関係)

- ・ 全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する。 等

2) 障害者の定義の見直し(第2条関係)

- ・ 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁(障害がある者にとって障壁となるような事物・制度・慣行・観念その他一切のもの)により継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。 等

3) 地域社会における共生等(第3条関係)

1)に規定する社会の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図る。

- ・ 全て障害者は、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- ・ 全て障害者は、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
- ・ 全て障害者は、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。 等

4) 差別の禁止(第4条関係)

- ・ 障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。
- ・ 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。

・ 国は、差別の防止を図るため必要となる情報の収集、整理及び提供を行う。

* 出典：「障害者基本法の改正について(平成23年8月)」概要PDFより。
内閣府ホームページ (<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/kihonhou/kaisei2.html>)

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

障害者差別 解消法

が制定されました



障害を理由とする差別の解消を推進することにより、すべての国民が障害の有無によって分け隔たれることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、「障害者差別解消法」が平成25年6月26日に公布されました。(平成28年4月1日施行)



本法のポイント 「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」が禁止されます

※民間事業者における合理的配慮の提供は、努力義務となります。

	不当な差別的取扱い	障害者への合理的配慮
国の行政機関・地方公共団体等	禁止 不当な差別的取扱いが禁止されます。	法的義務 障害者に対し、合理的配慮を行わなければなりません。
民間事業者 ^(※) <small>※民間事業者には、個人事業者、NPO等の非営利事業者も含まれます。</small>	禁止 不当な差別的取扱いが禁止されます。	努力義務 障害者に対し、合理的配慮を行うよう努めなければなりません。

障害者差別解消法 Q & A

- Q** 「合理的配慮」の具体的な例を教えてください。
- A** どのような配慮が合理的配慮に当たるかは個別のケースで異なります。
典型的な例としては、車いすの方が乗り物に乗る時に手助けをすることや、窓口で障害のある方の障害の特性に応じたコミュニケーション手段(筆談、読み上げなど)で対応することなどが挙げられます。
- Q** 日常生活の中で個人的に障害のある方と接するような場合も、この法律の対象になるのですか。また、個人の思想や言論も規制されるのでしょうか？
- A** 個人的な関係や、思想、言論といったものは対象にはしていません。
この法律では、国の行政機関や地方公共団体、民間事業者などを対象にしており、一般の方が個人的な関係で障害のある方と接するような場合や、個人の思想、言論といったものは、対象にしていません。
- Q** 民間事業者による取組がきちんと行われるようにする仕組みはあるのでしょうか？
- A** 民間事業者の事業を担当する大臣から、事業者に対して報告徴収、助言・指導、勧告を行うことができます。
この法律では、同一の民間事業者によって繰り返し障害を理由とする差別が行われ、自主的な改善が期待できない場合などには、その民間事業者の事業を担当する大臣が、民間事業者に対し、報告を求めることや、助言・指導、勧告を行うことができることにしています。

基本方針と対応要領・対応指針

基本方針とは、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するために作成するものであり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策の基本的な方向等を定めるものです。

また、「対応要領」・「対応指針」は、行政機関等ごと、分野ごとに定められるものであり、当該行政機関等、当該分野における障害を理由とする不当な差別的取扱いになるような行為の具体例や合理的配慮として考えられる好事例等を示すものです。

* 出典：「障害者差別解消法リーフレット」1ページおよび3ページ。
内閣府ホームページ (http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai_leaflet.html)

障害者基本法の教育に関する規定 (第24条第2項) → インクルーシブ教育の推進

- ▶ 締約国は、1の権利の実現に当たり、次のことを確保する。
- ▶ (a)
- ▶ 障害者が障害に基づいて**一般的な教育制度から排除されないこと**及び障害のある児童が障害に基づいて無償の**かつ義務的な初等教育から又は中等教育から排除されないこと**。
- ▶ (b)
- ▶ 障害者が、**他の者との平等を基礎として、自己の生活する地域社会において、障害者を包容し、質が高く、かつ、無償の初等教育を享受することができること及び中等教育を享受することができること**。
- ▶ (c)
- ▶ **個人に必要とされる合理的配慮**が提供されること。
- ▶ (d)
- ▶ 障害者が、その効果的な教育を容易にするために必要な支援を**一般的な教育制度の下で受けること**。
- ▶ (e)
- ▶ 学問的及び社会的な発達を最大にする環境において、完全な包容という目標に合致する効果的で個別化された支援措置がとられること。

障害児教育の略史

- ・1878年 京都盲啞院設立=日本で最初の盲・聾教育機関。
明治期の障がい児教育は、基本的に少数の篤志家の努力によって運営。ただし、多くの学校は、担任不足、財政難によって安定した運営には至らず。
- ・1923年 盲学校及び聾学校令。全国に盲・聾学校の設置を義務化。
大正期～昭和初期にかけて、個人重視・自由主義的教育の思想が隆盛し、特殊教育への関心も高まっていた。
- ・1941年 国民学校令施行。身体虚弱児、知的障害児の学級・学校の編成。
この法令をきっかけに「養護」の言葉が広がっていったが、第二次世界大戦の勃発により実質的な運用はなされず。

○戦後・・・特殊教育の時代


- ・1947年 教育基本法・学校教育法の公布。
盲学校・聾学校・養護学校（このとき制度創設）への就学の義務化。ただし重度の障害者に対しては就学免除・就学猶予の措置が執られ、ほとんどの場合就学が許可されなかった。
- ・1979年 養護学校の義務化。
前年に就学猶予、就学免除が原則として廃止されたことにより、重度・重複の障害者も養護学校に入学できるようになる。

○特別支援教育への転換

- ・2001年 「特別支援教育」という呼称の採用。
- ・2006年 学校教育法の一部改正。2007年より正式に特別支援教育の実施。
知的な遅れのない発達障害も含めた対象の拡大。盲・聾・養護学校を「特別支援学校」に一本化。

特に1979年養護学校の義務化は、障害者の教育権拡張として重視されてきた。

- 昭和四十六年五月の参議院内閣委員会において、文部省設置法の一部改正法案に対する附帯決議の一項目として、養護学校義務制実施の促進が採択され、さらに同年六月に出された中央教育審議会答申が「これまで延期されてきた養護学校における義務教育を実施に移す」ことを提言したのを受けて、文部省では四十七年度を初年度とする特殊教育拡充計画を策定した。特に養護学校については養護学校整備七年計画を立て、最終年度の五十三年度までに、全対象学齢児童生徒を就学させるのに必要な養護学校の整備を図ることとした。・・・右の拡充計画の期間中に養護学校は着実に整備され、昭和五十三年には学校数で五〇〇校、児童生徒数で五万人を超えるに至った。他方、特殊学級についても同計画において増設することとされており、学級数は四十七年の一万七、三三〇から五十三年の二万一、五〇八学級に伸びた。しかし、児童生徒数は、養護学校が整備されたこと等により、一三万人余から一二万五、〇〇〇人余に減少した。なお、自閉症が情緒障害として位置付けられ、その教育が定着したのは、この時期である。
- (文部省編『学制百二十年史』、ぎょうせい、1992年、343-345頁)



養護学校の義務化を反対する運動は何を主張していたのだろうか。

著作権等の都合により、
ここに挿入されていた画像を削除
しました。

DVD表紙画像
「養護学校はあかんねん！」
(長征社/1979年/50分/16mm)

障害児における教育権の拡張を通じた排除とはどのように進行していたのか。

- ▶ 第一の画期：中央教育審議会の「特殊教育およびへき地教育振興に関する答申」（1954）
- ▶ 文部省は、逐年、特殊教育の対象とすべき児童生徒の実態調査を行い、また盲・聾学校への就学率の向上を図るため、年々、就学奨励費の充実に努め、更に、公立養護学校整備特別措置法の制定後も、同三十二年度から特殊学級に対する施設・設備費の補助を行うなど、その趣旨の実現に努めてきたのである。こうして、養護学校や特殊学級が増加してきた
- ▶ （文部省『特殊教育百年小史』、1978年、86頁）

文部省広報資料にみる「特殊教育」の役割

- ▶ この、五十人の普通の学級の中に、強度の弱視や難聴や、さらに精神薄弱や肢体不自由の児童・生徒が交わり合って編入されているとしたら、はたしてひとりの教師によるじゅうぶんな指導が行なわれ得るものでしょうか。特殊な児童・生徒に対してはもちろん、学級内で大多数を占める心身に異常のない児童・生徒の教育そのものが、大きな障害を受けずにはいられません。五十人の普通学級の学級経営を、できるだけ完全に行なうためにも、その中から、例外的な心身の故障者は除いて、これらとは別に、それぞれの故障に応じた適切な教育を行なう場所を用意する必要があります。特殊教育の学校や学級が整備され、例外的な児童・生徒の受け入れ体制が整えば、それだけ、小学校や中学校の、普通学級における教師の指導が容易になり、教育の効果があがるようになるのです。（『文部省広報資料18』一九六一(昭和三十六)年三月発行)

高度経済成長下での学力競争を通じて「障害者」として排除される子どもたち

「障害児教育について香川は力を入れているといわれています。事実、特殊学級は昭和四十四年五月現在、小学校二二一校中一七一校、中学校九三校中入七校、合計三一四校中二五人校もあって、実に六校中五校が少なくとも一学級はもっていることになっています。これはおそらく、日本一の普及率でしょう。ところがその特殊学級に入る子どもは「わたくしたちのききえた情報によりますと、学級のなかで、知能指数七五―一〇〇あたりの子どもが、その候補としてまず眼を向けられる、ないし学力テストの最低点をとった子どもが特殊学級入りをすすめられるということでした。さらに情緒不安定な子ども、どうかすると非行に走る子どもなども含まれるという具合であります。ですから、そこには、心身障害のため、普通学級に適さない者のための特殊学級ではなく、知能的に障害のない生徒や情緒障害者たちでの編成となっている現実が多い」という教師の研究報告もあるほどであります」(香川・愛媛教育問題調査報告)。

工場での下層労働者としての訓練

- ▶ 「科学文明が進歩して機械構造の改革によりオートメ化した工場設備、そして高度な分業が盛んになり、ベルトコンベアーの一部の責任を負うような現代のメカニズムの中に生きる人間として考えられることは、単純な作業であっても、そこに自己の存在、位置を自覚できるような、しかも彼らなりの人生観を持った人間として作業に従事するという積極性が要求され、考慮されなければならない。—このような素地づくりが特殊学級・学校に課せられた使命であり、これをにになっていくのが職業教育であり、社会の要請に応える道である」
- ▶ （富山県教育委員会「特殊学級指導方針」（田中昌人『〈講座発達保障への道3〉発達をめぐる二つの道』、全国障害者問題研究部出版部、1974年、34-35頁より再引））

第二の画期としての養護学校義務化

特殊学級数の推移
(毎年5月1日現在、文部省学校基本調査)

年次	小学校	中学校	合計
1950	602	49	651
1955	930	242	1,172
1960	2,029	908	2,937
1965	5,485	3,044	8,529
1966	6,429	3,838	10,267
1967	7,298	4,562	11,860
1968	8,065	5,215	13,280
1969	8,720	5,807	14,527
1970	9,290	6,250	15,540
1971	9,825	6,587	16,412
1972	10,562	6,768	17,330
1973	11,706	7,002	18,708
1974	12,550	7,133	19,683
1975	13,313	7,260	20,573
1976	13,777	7,223	21,000
1977	14,129	7,196	21,325

(注) 1972年以前は沖縄県を含まない。

養護学校数の推移
(毎年5月1日現在、文部省学校基本調査)

年次	精神薄弱	肢体不自由	病弱	合計
1950	1	-	2	3
1955	1	1	3	5
1960	17(1)	14(2)	12	43(3)
1965	57(3)	47(12)	25(9)	129(24)
1966	66(2)	53(15)	27(8)	146(25)
1967	71(4)	63(19)	27(11)	161(34)
1968	75(5)	68(22)	28(11)	171(38)
1969	82(11)	73(22)	29(11)	184(44)
1970	87(14)	76(22)	29(11)	192(47)
1971	101(16)	78(24)	31(11)	210(51)
1972	113(19)	83(22)	33(16)	229(57)
1973	136(19)	89(21)	38(15)	263(55)
1974	164(24)	98(21)	47(16)	309(61)
1975	181(21)	101(21)	52(19)	334(61)
1976	204(18)	105(21)	55(18)	364(57)
1977	221(23)	115(17)	63(15)	399(55)

(注) 1 カッコ内は分校で、外数。

2 1972年以前は沖縄県を含まない。

出典：日本教育年鑑刊行委員会編『日本教育年鑑 昭和54年版』、ぎょうせい、1979年、116頁を元に作成。

近藤原理（教師）の特殊教育推進地区の視察報告

「精薄施設がふえ、なかにはかなりちえ遅れの軽い子までそこに入っているということもあって、学校には思ったほどちえ遅れはいないものである。

また、特殊学級に入級させたがらない親がいることだ。そんなわけで、いきおい、単に勉強ができないだけという学業不振児を無理にすすめて入れることになる。そして、ここでも貧しい家庭の子どもが占める割合は、普通学級のそれより高い。貧しい生活と低文化環境で、勉強をできなくさせられている子どもは、さらに差別・選別の教育体制のなかで、追いつけをかけるように「できない子・おくれた子」へ仕立てあげられる」

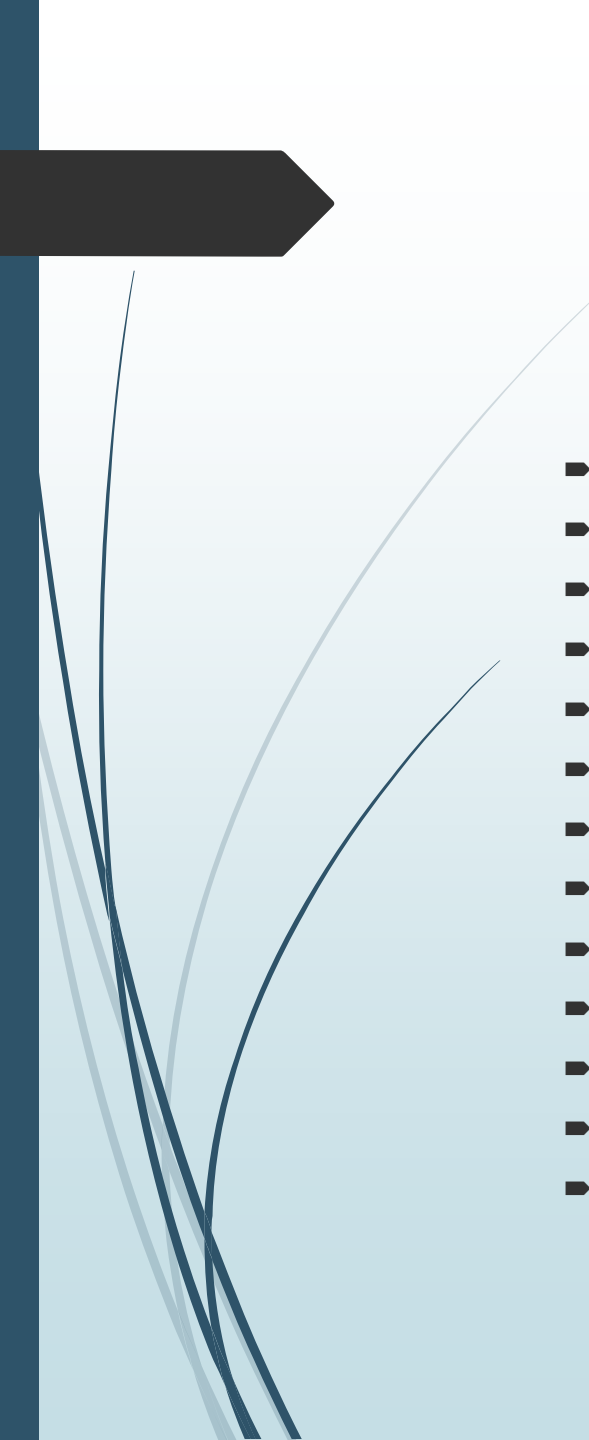
（近藤原理『〈シリーズ70年代日本教育の焦点2〉障害児その差別からの解放』、明治図書、1972年、17頁）

第三の画期としての特別支援教育

- 文部科学省による定義：「特別支援教育」とは、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。平成19年4月から、「特別支援教育」が学校教育法に位置づけられ、すべての学校において、障害のある幼児児童生徒の支援をさらに充実していくこととなりました。
- 文部科学省ウェブサイト
(http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/main.htm)

実は曖昧な診断基準：ADHD


- A. 以下の「不注意」「多動性」「衝動性」に関する設問に該当する項目が多く、少なくとも、その状態が六カ月以上続いている。
- O不注意
 - ・学校での勉強で、細かいところまで注意を払わなかったり、不注意な間違いをしたりする。
 - ・課題や遊びの活動で注意を集中し続けることが難しい。
 - ・面と向かって話しかけられているのに、聞いていないようにみえる。
 - ・指示に従えず、また仕事を最後までやり遂げない。
- (北村小夜『能力主義と教育基本法「改正」』、現代書館、2004年、143頁)

- 
- ・学習などの課題や活動を順序立てて行うことが難しい。
 - ・気持ちを集中させて努力し続けなければならない課題を避ける。
 - ・学習などの課題や活動に必要な物をなくしてしまう。
 - ・気が散りやすい。
 - ・日々の活動で忘れっぽい。
 - ○多動性
 - ・手足をそわそわ動かしたり、着席していてもじもじしたりする。
 - ・授業中や座っているべき時に席を離れてしまう。
 - ・きちんとしていなければならない時に、過度に走り回ったりよじ登ったりする。
 - ・遊びや余暇活動におとなしく参加することが難しい。
 - ・じっとしていない。または何かに駆り立てられるように活動する。
 - ・過度にしゃべる。
 - （北村小夜『能力主義と教育基本法「改正」』、現代書館、2004年、144頁）



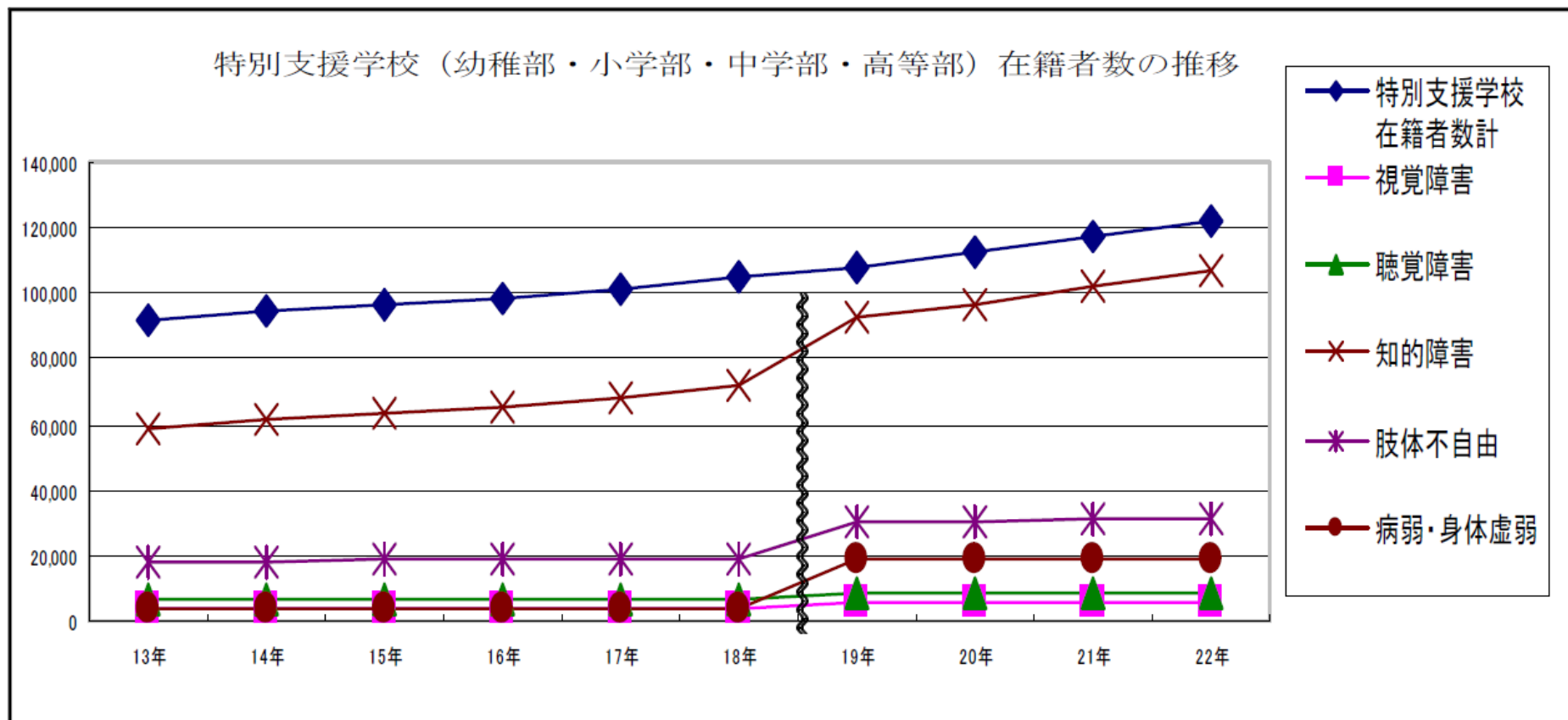
授業等における担任の気付きを、注意集中困難、多動性、衝動性、対人関係、言葉の発達、興味・関心などの観点から、その状態や類度について整理し、校内委員会に報告する。

- c. 観点
- 知的発達の状況
- -知的発達の遅れは認められず、全体的には極端に学力が低いことはない。
- ○教科指導における気付き
- ・本人の興味のある教科には熱心に参加するが、そうでない教科では退屈そうに見える。
- ・本人の興味ある特定分野の知識は大人顔負けのものがある。
- ・自分の考えや気持ちを、発表や作文で表現することが苦手である。
- ・こだわると本人が納得するまで時間をかけて作業等をすることがある。
- ・教師の話や指示を聞いていないように見える。
- ・質問の意図とずれている発表(発言)がある。
- ・不注意な間違いをする。
- ・必要な物をよくなくす。
- (北村小夜『能力主義と教育基本法「改正」』、現代書館、2004年、150頁(一部抜粋))

- 
- ○対人関係における気付き
 - ・友達より教師(大人)と関係をとることを好む。
 - ・友達との関係の作り方が下手である。
 - ・一人で遊ぶことや自分の興味で行動することがあるため、休み時間一緒に遊ぶ友達がいないように見える。
 - ・口ゲンカ等、友達とのトラブルが多い。
 - ・邪魔をする、相手をけなす等、友達から嫌われてしまうようなことをする。
 - ・自分の知識をひけらかすような言動がある。
 - (北村小夜『能力主義と教育基本法「改正」』、現代書館、2004年、152頁)

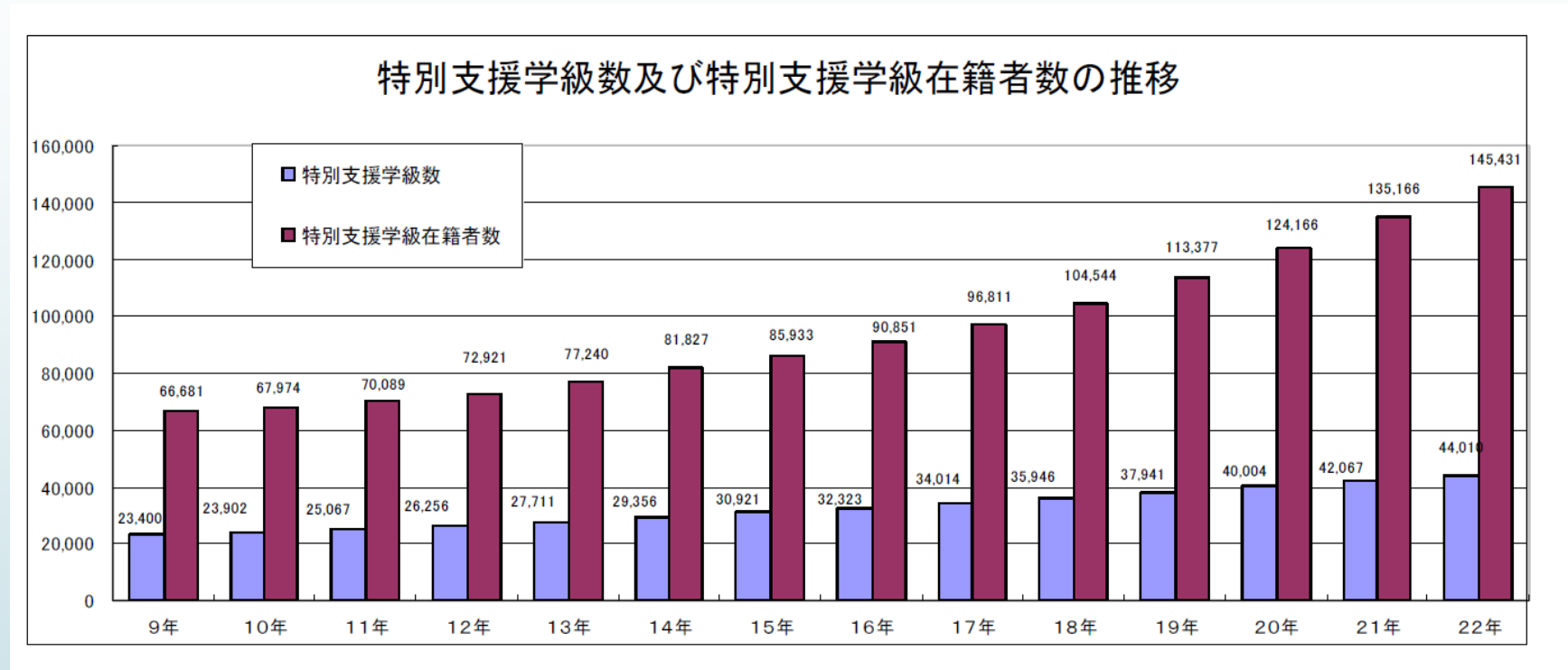
増加する特別支援学校

(各年度5月1日現在)



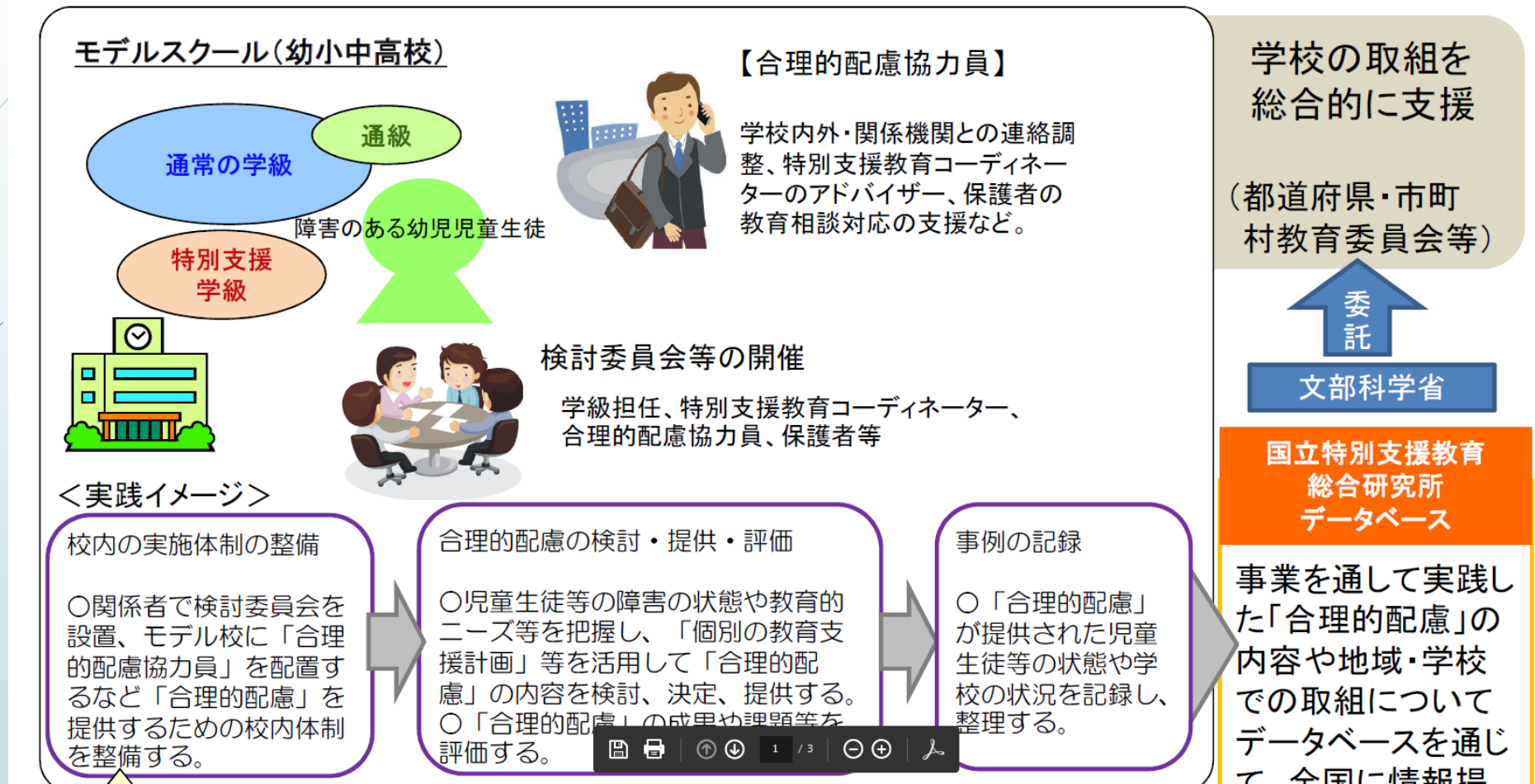
* 出典：「第1回 地域の就労支援の在り方に関する研究会」参考資料5：特別支援教育の概要（PDF）5頁より。
厚生労働省ホームページ（<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000001wjus.html>）

特別支援学級・在籍者の増加



* 出典：「第1回 地域の就労支援の在り方に関する研究会」参考資料5：特別支援教育の概要（PDF）7頁より。
厚生労働省ホームページ（<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000001wjus.html>）

インクルーシブ教育における理念図




*

出典：「インクルーシブ教育システム構築モデル事業の概要図（PDF）」より。

文部科学省ホームページ (http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/main/006/h26/1350238.htm)

A dark blue arrow points to the right from the left edge of the slide. Below it, several thin, curved lines in shades of blue and grey sweep across the left side of the slide, creating a sense of movement and depth.

教育を通じた「障害者」の包摂と排除とは

- 
- ▶ 人は教育を通じて「障害者」としてラベル化される
 - ▶ 「障害者」としての学校への包摂。
 - ▶ 「障害者」としての普通学校・学級からの排除

八木下浩一 『街に生きる』 より

- ▶ 障害者にとって悲しいことは、手が動かないとか、歩けないとか、頭が悪いとかの自分の身体に障害があるからではありません。
- ▶ 差別されることが悲しいのです。
- ▶ それは、人間として、この世の中に生まれてきながら、人間として認められない口惜しさであり、悲しさです。
- ▶ 障害者と決められると、その時点において、子どもならば、幼年期は施設へ通わされ、就学時になると養護学校へ行かされ、卒業すると、人里離れたコロニーへ入れられ、死ぬまでそこで生活させられます。言い換えれば、まったく、社会から切り離され隔離されたままなわけです。
- ▶ しかし、私はこの本の中で障害者が社会の中でいかに差別され虐げられているかを語り、読者の同情をかおうとするものではありません。逆に、重度の脳性マヒ者の私が二十九歳にもなり、初めて小学校の学籍を取り、いろんな人たちといろんな関係をもちながら、精神の自由を保ち、街の中で生きている姿を読み取って欲しいのです*。
- ▶ *八木下浩一 『街に生きる-ある脳性マヒ者の半生-』、現代書館、1980年、I～II頁。



ご清聴有り難うございました。

